

正 誤 表

「平成 31 年 3 月申告用 所得税 確定申告の手引」(平成 31 年 1 月 10 日発行) の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

p. 1115 (参考) 表中

<誤>

寡夫控除	1 万円	<u>26</u> 万円	<u>27</u> 万円
勤労学生控除	1 万円	<u>26</u> 万円	<u>27</u> 万円
(参考) 基礎控除	5 万円	<u>33</u> 万円	<u>38</u> 万円

・配偶者特別控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除差	
	配偶者の合計所得金額 38 万円超 <u>40</u> 万円 <u>未</u> 満	配偶者の合計所得金額 <u>40</u> 万円 <u>以上</u> <u>45</u> 万円 <u>未</u> 満
900 万円以下	5 万円	<u>10</u> 万円
900 万円超 950 万円以下	4 万円	<u>6</u> 万円
950 万円超 1,000 万円以下	2 万円	<u>1</u> 万円

<正>

寡夫控除	1 万円	<u>27</u> 万円	<u>26</u> 万円
勤労学生控除	1 万円	<u>27</u> 万円	<u>26</u> 万円
(参考) 基礎控除	5 万円	<u>38</u> 万円	<u>33</u> 万円

・配偶者特別控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除差	
	配偶者の合計所得金額 38 万円超 <u>85</u> 万円 <u>以下</u>	配偶者の合計所得金額 <u>85</u> 万円 <u>超</u> <u>90</u> 万円 <u>以下</u>
900 万円以下	5 万円	<u>3</u> 万円
900 万円超 950 万円以下	4 万円	<u>2</u> 万円
950 万円超 1,000 万円以下	2 万円	<u>1</u> 万円

(アンダーラインが訂正箇所)

巻末 記載例（４） ページ

	正	誤
㉗ その他の雑所得の収入金額	130,000	空欄
⑩ 雑損控除	209,130	184,130
㉓ 合計	2,824,930	2,799,930
㉔ 課税される所得金額	6,733,000	6,758,000
㉕ 上の㉔欄に対する税額	919,100	924,100
㉘ 差引所得税額	484,100	489,100
㉚ 再差引所得税額	484,100	489,100
㉛ 復興特別所得税額	10,166	10,271
㉜ 所得税及び復興特別所得税の額	494,266	499,371
㉝ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額	28,800	33,900
㉞ 納める税金	28,800	33,900